

**裁判官がツイッター上で投稿をしたことについて戒告がなされた事例**

【文献種別】 決定／最高裁判所大法廷  
【裁判年月日】 平成 30 年 10 月 17 日  
【事件番号】 平成 30 年 (分) 第 1 号  
【事件名】 裁判官に対する懲戒申立て事件  
【裁判結果】 戒告  
【参照法令】 憲法 21 条・78 条、裁判所法 49 条  
【掲載誌】 裁時 1710 号 1 頁、裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449743

**事実の概要**

東京高裁判事である Y は、平成 30 年 5 月 17 日ころ、ツイッター上に自己の実名が付された自己のアカウントにおいて、次のようなツイート（以下、「本件ツイート」という。）を行った。なお、このアカウントにおける自己の投稿が裁判官によるものであることは不特定多数の者に知られている。

公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3 か月くらい経って、もとの飼い主が名乗り出てきて、「返して下さい」

え？あなた？この犬を捨てたんでしょ？ 3 か月も放置しておきながら……

裁判の結果は……

[https://\\*\\*\\*](https://***)（判決に関する記事の URL）

本件ツイートは、公園内に置き去りにされていた飼い犬を保護した者に対して、犬の飼い主がその引き渡しを求めた民事訴訟の判決に関するインターネット上の記事へのリンクを貼るものである。これに対して上記の犬の飼い主が東京高裁を訪れて、Y に抗議したいこと、本件ツイートの削除を求めること等の申し入れを行った。

これに対して東京高裁長官は、平成 30 年 7 月 24 日、Y のツイートは、裁判所法 49 条所定の懲戒事由に該当し、懲戒に付するのが相当であるとして、本件申立てを行った。

ところで、Y は本件ツイートに先立ち、別のツイートについて、平成 28 年 6 月 21 日と平成 30 年 3 月 15 日に、東京高裁長官から嚴重注意（1 度目は口頭で、2 度目は書面による。下級裁判所事務処理規則 21 条）を受けている。

**決定の要旨**

Y を戒告する（山本庸幸、林景一、宮崎裕子各裁判官の補足意見がある。）。

**1 「品位を辱める行状」の意義**

「裁判の公正、中立は、裁判ないしは裁判所に対する国民の信頼の基礎を成すものであり、裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職務とする者である。したがって、裁判官は、職務を遂行するに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職務と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務を負っているものというべきである（〔最大決平 13・3・30 集民 201 号 737 頁〕参照。）」

「裁判所法 49 条も、裁判官が上記の義務を負っていることを踏まえて、『品位を辱める行状』を懲戒事由として定めたものと解されるから、同条にいう『品位を辱める行状』とは、職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいうものと解するのが相当である。」

**2 本件における判断**

(1) 「被申立人は、本件アカウントにおける自己の投稿が裁判官によるものであることが不特定多数の者に知られている状況の下で、本件アカウントにおいて、公園に置き去りにされた犬を保護して育てていた者に対してその飼い主が返還等を求める訴訟を提起したことについて、この行動と相いれないものとして上記飼い主の過去の行動を指摘しつつ、揶揄するものともとれる表現を用い

て驚きと疑問を示すとともに、上記飼い主による犬の返還請求を認めた判決が確定した旨を報ずる報道記事にアクセスすることができるようにした本件ツイートを行ったものである。そして、(……)上記報道記事は専ら上記訴訟の被告側の視点に立って書かれたものであると認められるところ、本件ツイートには、上記飼い主が訴訟を提起するに至った事情を含む上記訴訟の事実関係や上記飼い主側の事情について言及するところはなく、上記飼い主の主張について被申立人がどのように検討したかに関しても何ら示されていない。また、(……)本件ツイートにおける上記驚きと疑問が、専ら上記訴訟の被告の言い分を要約して述べたにすぎないもの、あるいは上記報道記事の要約にすぎないものと理解されることとなるような記載はない上、上記報道記事にも本件ツイートで用いられたような表現は見当たらず、本件ツイートは、一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準とすれば、そのような訴訟を上記飼い主が提起すること自体が不当であると被申立人が考えていることを示すものと受け止めざるを得ないものである。」

「そうすると、被申立人は、裁判官の職にあることが広く知られている状況の下で、判決が確定した担当外の民事訴訟事件に関し、その内容を十分に検討した形跡を示さず、表面的な情報のみを掲げて、私人である当該訴訟の原告が訴えを提起したことが不当であるとする一方的な評価を不特定多数の閲覧者に公然と伝えたものといえる。被申立人のこのような行為は、裁判官が、その職務を行うについて、表面的かつ一方的な情報や理解のみに基づき予断をもって判断をするのではないかという疑念を国民に与えるとともに、上記原告が訴訟を提起したことを揶揄するものともとれるその表現振りともあまって、裁判を受ける権利を保障された私人である上記原告の訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すことで、当該原告の感情を傷つけるものであり、裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるものでもあるといわざるを得ない。」

「したがって、被申立人の上記行為は、裁判所法 49 条にいう『品位を辱める行状』に当たるといべきである。」

(2) 「なお、憲法上の表現の自由の保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民としてその自由を有

することは当然であるが、被申立人の上記行為は、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものと いわざるを得ないものであって、これが懲戒の対象となることは明らかである。」

(3) 2 度に渡る嚴重注意などの「経緯があるにもかかわらず、本件ツイートに及んだ被申立人の行為は、強く非難されるべきものというほかない。」

## 決定の解説

一 本件は、裁判官の表現活動が「品位を辱める行状」(裁判所法 49 条)に該当するとして懲戒が行われたはじめての事例であり、裁判官の私生活での表現活動、ひいては市民的自由のあり方を考える際に重要な意義をもっている、といいたいところであるが、むしろ、本決定は統治機構に関する判例だといえるべきだろう。

裁判官の懲戒処分は行政機関が行うことができず(憲法 78 条後段)、裁判所が分限裁判によって行う(裁判所法 49 条、裁判分限法)。懲戒事由は、①職務上の義務違反、②職務懈怠、③品位を辱める行状の 3 つである(裁判所法 49 条)。また、これは裁判官の身分保障(憲法 78 条前段、80 条 2 項)を踏まえ、懲戒の種類は戒告又は 1 万円以下の過料の 2 種類に限られている。

裁判官の懲戒に関する分限裁判としてこれまで争いになったものとしては、「積極的な政治運動」(裁判所法 52 条 1 号)を行い職務上の義務に違反したとされた寺西判事補事件(最大決平 10・12・1 民集 52 卷 9 号 1761 頁)のほか、犯罪の嫌疑を受けた妻に関して実質的な弁護活動を行ったもので、裁判所法 49 条に該当するとして懲戒された事件(最大決平 13・3・30 集民 201 号 737 頁)が著名である。

## 二 「品位を辱める行状」の解釈

上記平成 13 年の決定では、裁判所法 49 条所定の 3 つのうちどの事由に当たるのか明示されなかった。これは、裁判官は職務上の義務として品位保持義務を負っており、これは私生活上の行状にも及ぶと解されているため、「品位を辱める行状」と品位保持義務という職務上の義務の違反とを区別する意義に乏しいことを背景とするものであった<sup>1)</sup>。

これに対して本件では、本件ツイートの投稿が「品位を辱める行状」の問題となることを前提に、その解釈が示された。最高裁事務総局の編集に係る『裁判所法逐条解説』では、職務上の義務違反及び職務懈怠と、品位を辱める行状とは区別されていたが<sup>2)</sup>、本決定はこのような解釈に立ち戻るものだろうか。

さて、本決定は、品位を辱める行状とは、「職務上の行為であると、純然たる私的行為であることを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいう」として、極めて広範な定義を示した。この定義のうち、「裁判の公正を疑わせるような言動」がどのようなものかということについては、明確とは言えないものの、とりわけ裁判官にとってはある程度の具体的内容を了知しうるものかもしれない。

これに対して「裁判官に対する国民の信頼を損ねる言動とは、およそ明確性を欠くといわざるを得ないようにも思われる。しかし、実際にはそうでもない。このことは、裁判所が理解するところの国民の「信頼」の内実がどのようなものかということと関わる。つとに指摘されているように、一般に、裁判官あるいは裁判所に対する信頼には、いわば積極的なものと消極的なものがありうる。日本では後者が非常に重視されている<sup>3)</sup>。すなわち、日本における国民の信頼とは、国民の多くは裁判所に対する知識や関心を持ち合わせてはいないものの、任せておけば安心だという漠然としたものであろう。こうした状況において、「裁判官に対する国民の信頼を損ねる言動とはどのようなものかは、比較的明瞭である。すなわち、「不適切だとみられる恐れのあることは、できる限り避け」<sup>4)</sup> ということであり、「不適切だとみられる恐れのあること」の具体的内容の判断は、相当程度容易だろう<sup>5)</sup>。

このような意味では、本件ツイートの投稿が「品位を辱める行状」に該当することは比較的明瞭であろう。本件決定がなされたのち、その判断内容に対する批判的見解が散発的にしか見られなかったことはそれを裏書きするものである。もっとも、本件ツイートの内容が、犬の返還「訴訟を上記飼い主が提起すること自体が不当であると被申立人が考えていることを示すものと受け止めざるを得ない」ようなものだったかについては疑問もある。

ツイートは上限 140 文字の短いものであり、その意味内容は多義的なものであることが少なくなく、特定の意味内容をもつものとして認定することには慎重でなければならないと思われる。しかし、本決定は、国民の信頼を損なう恐れのある読み方が可能なツイートについては許容しないと、消極的な信頼の維持を極めて重視する姿勢を示したものと理解できる。

### 三 表現の自由

本決定の審理過程では、複数の有力な憲法研究者の意見書が Y 代理人から提出されたが、そこでは表現の自由の問題に焦点が当てられていた<sup>6)</sup>。これらは、それぞれ表現の自由の理論の観点から説得力をもつものであった。仮に懲戒事由に明確性が欠けているとはいえないとしても、表現の自由と裁判官への信頼確保との慎重な衡量を行うべきこと、本件ツイートが国民の信頼を損なう実質的な恐れがあるとはいえないことなど、表現の自由の観点からはいくつもの疑問を呈することができる。

しかし、本決定は決定の要旨 2 (2) に引用した通り、これらをすべて無視した。本決定は、裁判官にも表現の自由があることを認めつつ、「私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務」を重視し、これと表現の自由との正面からの衡量をせず、前者を当然のように優位させた。

本決定が表現の自由の問題を正面から取り扱わなかったことは、二で見たような背景のもと、裁判官の上記のような義務を極めて重視することのほか<sup>7)</sup>、裁判官の懲戒を裁判所内部の問題（かつてであれば、「特別権力関係」の問題としただろう。）と見たことにもよると思われる（この点は次に述べる）。こうしたことからすれば、本決定を表現の自由に関する判例と見ることはできないだろう。

### 四 手続的な問題

#### —— 裁判によって懲戒を行うことの意味

本件において Y は、手続上の問題点を複数指摘している。申立書には本件ツイートがどの懲戒事由に該当するのか明示されていないこと、過去の

厳重注意についての一事不再理、審問期日が非公開であること、本決定が申立理由に含まれていない理由（Yが飼い主による訴訟提起そのものを不当だと一方的に評価していること）を認定したこと、などである。

本決定には手続的な問題に関する言及はないが、いくつかの点については寺西判事補事件決定で詳細に述べられている。ここで重要なのは、懲戒に関する分限裁判の性格に関する最高裁の理解である。寺西判事補事件決定は、裁判官に対する懲戒は一般の公務員に対する懲戒と同様、その実質においては行政処分であるとする。そして、分限裁判においては、申立てを端緒として、職権で事実を探知し、必要な証拠調べを行って当該裁判官に対する処分を自ら行うのだという。こうした観点からは、本件でのYの上記主張がことごとく容れられなかったことも当然かもしれない。

このような理解に接すると、裁判官に対する懲戒を裁判によって行うとする現行制度の意義を改めて考え直す必要性を感じる。すなわち、憲法78条後段が要請しているのは行政機関による懲戒の禁止であるが、一般に、これは立法部による懲戒を許すものでもなく、裁判所により、かつ裁判で行うべきことを求めているものと理解されている<sup>8)</sup>。これが固有の意味における司法権の作用ではないことは確かだとしても、「最大限の公正さ」を担保するためであるから<sup>9)</sup>、（懲戒の内容が過料又は戒告にすぎないとしても）それにふさわしい手続が求められるはずである。そうだとすれば、「裁判所は、司法審査権能を適正に行使したことを内外に示すため、本来の司法裁判の原則に照らし、最も公正な手続を採り、司法過程を最大限透明に（……）すべきである。」とする寺西判事補事件決定における尾崎行信裁判官の反対意見が説得力に富む<sup>10)</sup>。

## 五 おわりに

本決定にも色濃く反映されている、裁判所が長年に渡って形成してきた裁判官像や国民の信頼イメージは、司法の独立に対する社会的な理解が浅く、裁判所の地位が脆弱な状況において、世論やとりわけ国民代表からの攻撃を避け、少なくとも民刑事裁判での裁判所の領分を守っていくための知恵であった。他方で、このことは、裁判官に高度の自己規律を求め、それを窮屈だと感じない同

質的な裁判官集団の形成につながり、それは、同質性の生む様々なバイアスを通じて判決行動にも影響するという代価を伴う。これまで、同質性は裁判所に限らず日本の行政組織や企業全般に共通する特徴であったが、変化のますます大きな現代社会において、こうしたあり方の限界が認識され、日本の組織文化も変わりつつある。

さらに、国民の積極的な信頼を求めないことにより、「個性的な」裁判官が引き起こしうる混乱やそれを理由とする外部からの攻撃のリスクを低減できるが、政治的に重要性をもつ事件では消極主義にとどまらざるを得なくなる。政治部門が活性化している今日、裁判所による統制の必要性はかつてなく高まっている。

こうした状況の中、裁判所は今後どのようにあるべきか、本決定はこのことを改めて考えさせるものだといえよう。

## ●—注

- 1) 平成13年決定に対する匿名コメント（判タ1071号100頁）参照。
- 2) 最高裁判所事務総局（編）『裁判所法逐条解説（中巻）』（法曹会、1969年）148頁。
- 3) ダニエル・H・フット／溜箭将之訳『名もない顔もない司法』（NTT出版、2007年）43～44頁。
- 4) 同書28頁。
- 5) 諸外国におけると異なり、日本で裁判官倫理、とりわけ職務外の言動に関するそれが明文化されていないことは、こうした事情によると思われる。
- 6) 有益なことに、本件については、裁判の進行と同時に、主張書面や意見書がYの運営するブログ上で公開されていた（「分限裁判の記録 岡口基一」〔<https://okaguchik.hatenablog.com/>〕（2018年12月14日閲覧））。
- 7) 寺西判事補事件決定では、裁判官の中立・公正性が憲法から説き起こされており、裁判官は「憲法上の特別な地位」にあるとされている。本決定では憲法への言及はないものの、こうした発想が前提にあるものと思われる。
- 8) 最高裁判所事務総局（編）前掲注2）137頁。
- 9) 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）630頁。
- 10) さらにいえば、憲法及び裁判所法、裁判官分限法の制定後、行政部の公務員の懲戒処分についても、適正手続の要請が考慮されるようになってきており（福岡高判平18・11・9判タ1251号192頁、高松高判平23・5・10判タ1352号163頁等）、こうした社会状況の変化も踏まえると、裁判官の懲戒についてはより適正さを重視したものとすべきだろう。